

姫路市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱

令和6年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札の透明性及び公正性を確保するため、工事の発注に係る入札に際し、入札に参加した者が本市の積算について疑義が生じたときに、当該積算の内容の確認を申し立てる場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金入り設計書 姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第6条に規定する予定価格を定めるために作成した設計書であって、数量及び金額が記載されたものをいう。
- (2) 積算疑義 金入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (3) 設計図書等 入札公告から入札の締切りまでの間に公表した設計図書、見積参考図書、図面、積算内訳書等及びこれらに対する質疑回答書をいう。

(積算疑義申立の対象工事)

第3条 積算疑義の申立て（以下「積算疑義申立」という。）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 姫路市制限付一般競争入札実施要綱（平成6年4月1日制定）第2条に規定する制限付入札又は姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成19年8月17日制定）第2条に規定する総合評価競争入札により入札が行われること。
- (2) 入札公告に定める登録業種が、土木工事又はほ装工事であること。
- (3) 積算疑義申立の対象である旨が入札公告に規定されていること。

(落札決定の保留及び金入り設計書の開示)

第4条 市長は、対象工事の入札（以下「入札」という。）に係る開札をしたときは、落札決定を保留し、その旨を入札の参加者（以下「入札参加者」という。）に通知する。

2 前項に規定する通知（以下「保留通知書」という。）を受けた入札参加者が金入り設計書の閲覧を希望するときは、入札の開札日の午後4時から当該開札日から起算して3日目（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が別に指定する日）の正午までの間に、工事担当課長（工事を担当する課等の長をいう。以下同じ。）に金入り設計書閲覧申請書（様式第1号）及び当該入札に係る保留通知書の写しを提出することにより閲覧を申し出るものとする。

3 前項に規定する期間の計算においては、市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。）に当たる日数は算入しない。

4 工事担当課長は、第2項の規定による閲覧の申出があったときは、速やかに金入

り設計書を書面で閲覧させるものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認められるときは、インターネットを利用する方法により金入り設計書を閲覧させることができる。
(申立手続)

第5条 入札参加者は、入札の積算内容に疑義があるときは、前条第2項に規定する期間中に、市長に対して、積算疑義申立をすることができる。

2 前項の規定による積算疑義申立は、インターネットを利用した電子メールに積算疑義申立書(様式第2号)及び積算疑義申立の内容を具体的に示す資料を財政局財務部契約課の指定する電子メールアドレスに送信することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による積算疑義申立がなかったときは、入札に係る事務を継続するものとする。

(積算疑義申立として取り扱わないもの)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による積算疑義申立が次の各号のいずれかに該当するときは、積算疑義申立として取り扱わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたとき。
- (2) 前条第1項に規定する申立期間終了後に提出されたとき。
- (3) 前条第2項に規定する方法以外の方法で提出されたとき。
- (4) 積算疑義申立の対象となる工事が特定できないとき。
- (5) 積算疑義が具体的でない等により積算疑義が特定できないとき。
- (6) 公表された設計図書等で確認することができるとき。
- (7) 積算疑義申立書を提出した電子メール又はその添付ファイルがウイルスに感染しているとき。
- (8) 積算疑義申立に係る電子メールの添付ファイルが破損しており、その内容を確認することができないとき。
- (9) 入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認することができるとき。
- (10) その他入札に直接関係のないものと認められるとき。

(確認の実施)

第7条 工事担当課長は、積算疑義申立があったときは、速やかに金入り設計書を確認しなければならない。

(確認結果の取扱い)

第8条 市長は、前条の規定による確認の結果を、積算疑義申立に対する回答書(様式第3号)として作成し、インターネットを利用して閲覧に供する方法で公表するものとする。

2 市長は、前条の規定による確認の結果を受けて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札を中止するものとする。

- (1) 積算内容に誤りが確認されたとき(積算内容の誤りが軽微であり、かつ、落札候補者に変更が生じない等の入札の公平性が妨げられていないと認められる場合を除く。)

- (2) 入札の適正な執行又は対象工事の施工に著しい支障が生じると認められるとき。
- 3 前項の規定により入札を中止するときは、その旨を公告し、その理由をインターネットを利用して閲覧に供する方法で公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。